

2020年1月16日

加盟店各位

ヤマトフィナンシャル株式会社

規約の改訂について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社では、決済サービスのお申込および契約内容変更について、紙のご利用共通申込書や契約変更届によるご申請だけではなく、webからのご申請に対応致します。つきましては、より分かりやすい表記にすることを目的に、規約の改訂を行います。詳細については、下記をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象となるサービス

宅急便コレクト・お届け時電子マネー払い・お届け時クレジットカード払い

クロネコwebコレクト

クロネコ代金後払いサービス

収納代行（払込票発行サービス）

2. 規約の改訂箇所

※改訂箇所の新旧対照表は次ページ以降をご参照ください。

規約名	改訂箇所
商品代金集金委託規約	第3条(サービスの申込み) 第10条(届出事項の変更)
お届け時カード払い利用加盟店規約	第5条(加盟店の申込み) 第26条(契約の解除・一時利用中止)
お届け時電子マネー払い利用加盟店規約	第19条(契約の解除・一時利用中止)
ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約	第3条(加盟店の申込み)
キャリア払い利用加盟店規約	第5条(申込み)
収納代行サービス利用規約	第2条(用語の定義)
クロネコ代金後払いサービス加盟店規約	第2条(加盟店申込み) 第21条(義務等)

3. 改訂日

2020年1月23日

4. お問い合わせ先

ヤマトフィナンシャル株式会社カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-69-5090 電話：03-6671-8080（営業時間：9:00-18:00）

E-mail：payment@kuronekoyamato.co.jp

以上

【別紙①-1】

新旧対照表（商品代金集金委託規約）

旧規約

通番	章	条文
1	第3条（サービスの申込み）	<p>本サービスを利用されようとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約に同意のうえ、当社所定の<u>申込書を提出し</u>、当社所定の手続きに従って決済サービス<u>ご利用申込書</u>の利用を申込みものとし、当社がこれを承諾（別途通知、電話・メール・送り状のお届け等）した時に、当社との宅急便コレクト（代金引換）利用申込の利用契約が成立するものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は当該申込を承認しません。</p> <p>（1）申込者が、虚偽の事実を申告した場合。 （2）申込者が過去に当社との契約につき、申込者の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがある場合。 （3）当社の業務の遂行上、又は技術上、支障がある場合。 （4）その他当社が不適当と認めた場合。</p> <p>2 申込者は当社が必要と認める時には、本サービスの適格性について再審査を受けるものとします。</p>
2	第10条（届出事項の変更）	<p>利用者は当社に届け出している商号、代表者、本店所在地、届出印、金融機関の振込口座およびその他本規約に関する届出事項に変更が生じた場合、直ちに当社所定の届出用紙に届出印を押印のうえ、当社に届け出しなければならないものとします。</p> <p>2 利用者により前項の届け出が直ちになされなかったことにより書類送付、商品代金の延着や未着等によって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>3 利用者の届け出による変更手続きは、<u>本サービス利用の申込時に押印してある届出印</u>をもって変更届を提出するものとします。</p> <p>利用者の届出印の提出により不正が生じた場合には、利用者の責任とします。</p> <p>4 利用者の届け出による変更については、<u>当社が届出印を受取り変更した時点をもって承諾したもの</u>とします。</p>

【別紙①-2】

新旧対照表（お届け時カード払い利用加盟店規約）

旧規約

通番	章	条文
3	第5条（加盟店の申込み）	<p>加盟店になろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約に同意の上、当社所定の<u>申込書を提出し</u>、当社所定の手続きに従ってお届け時カード払いの利用を申し込みものとし、当社がこれを承諾した時に、当社とのお届け時カード払いの利用契約が成立するものとします。</p> <p>なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、当該申込みを承認しません。</p>
4	第26条（契約の解除・一時利用中止）	<p>当社は、お届け時カード払いに対する顧客の苦情、その他の事情により利用契約の継続を困難と認めたときは、加盟店への何らの通知、催告を要せず、直ちに全ての加盟店との利用契約を一括して解除することができるものとします。</p> <p>2 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当したときは、加盟店への何らの通知、催告を要せず、直ちに当該加盟店との利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>（1）利用契約の規定に違反したとき。 （2）自ら振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止となったとき。 （3）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てもしくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、またはこれらの申立</p>

新規約

条文
<p>本サービスを利用されようとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約に同意のうえ、当社所定の<u>申込書の提出や当社ホームページに掲載するフォームに入力した情報の送信など</u>、当社所定の手続きに従って決済サービスの利用を申込みものとし、当社がこれを承諾（別途通知、電話・メール・送り状のお届け等）した時に、当社との宅急便コレクト（代金引換）利用申込の利用契約が成立するものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は当該申込を承認しません。</p> <p>（1）申込者が、虚偽の事実を申告した場合。 （2）申込者が過去に当社との契約につき、申込者の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがある場合。 （3）当社の業務の遂行上、又は技術上、支障がある場合。 （4）その他当社が不適当と認めた場合。</p> <p>2 申込者は当社が必要と認める時には、本サービスの適格性について再審査を受けるものとします。</p>
<p>利用者は当社に届け出している商号、代表者、本店所在地、届出印、金融機関の振込口座およびその他本規約に関する届出事項に変更が生じた場合、直ちに<u>以下に定めるいずれかの当社所定の手続きに従って、当社に届け出しなければならないものとします。</u></p> <p><u>（1）当社所定の届出用紙への届出印の押印</u> <u>（2）当社ホームページに掲載するフォームにおける届出事項の変更</u></p> <p>2 利用者により前項の届け出が直ちになされなかったことにより書類送付、商品代金の延着や未着等によって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>3 利用者の届け出による変更手続きは、<u>以下に定めるいずれかによって行うものとします。利用者の届出印、証明書類の提出により不正が生じた場合には、利用者の責任とします。</u></p> <p><u>（1）本サービス利用の申込時に押印してある届出印を押印した当社所定の変更届の提出</u> <u>（2）当社ホームページに掲載するフォームにおける届出事項の変更および変更時に当社が指定する証明書類の提出</u></p> <p>4 利用者の届け出による変更については、<u>以下に定めるいずれかを当社が受取り、当社所定の手続きを経て変更が完了した時点をもって承諾したもの</u>とします。</p> <p><u>（1）本サービス利用の申込時に押印してある届出印を押印した当社所定の変更届</u> <u>（2）当社ホームページに掲載するフォームによる届出事項の変更および変更時に当社が指定する証明書類</u></p>

新規約

条文
<p>加盟店になろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約に同意の上、当社所定の<u>申込書の提出や当社ホームページに掲載するフォームに入力した情報の送信など</u>、当社所定の手続きに従ってお届け時カード払いの利用を申し込みものとし、当社がこれを承諾した時に、当社とのお届け時カード払いの利用契約が成立するものとします。</p> <p>なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、当該申込みを承認しません。</p>
<p>当社は、お届け時カード払いに対する顧客の苦情、その他の事情により利用契約の継続を困難と認めたときは、加盟店への何らの通知、催告を要せず、直ちに全ての加盟店との利用契約を一括して解除することができるものとします。</p> <p>2 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当したときは、加盟店への何らの通知、催告を要せず、直ちに当該加盟店との利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>（1）利用契約の規定に違反したとき。 （2）自ら振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止となったとき。 （3）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てもしくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、またはこれらの申立</p>

		<p>てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。</p> <p>(4) カード会社の信用販売制度を悪用していることが判明したとき。</p> <p>(5) <u>加盟店申込書</u>その他当社に届け出た内容に虚偽があったことが判明したとき。</p>
--	--	--

		<p>てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。</p> <p>(4) カード会社の信用販売制度を悪用していることが判明したとき。</p> <p>(5) <u>加盟店申込内容</u>その他当社に届け出た内容に虚偽があったことが判明したとき。</p>
--	--	---

【別紙①-3】

新旧対照表（お届け時電子マネー払い利用加盟店規約）

旧規約

通番	章	条文
5	第19条（契約の解除・一時利用中止）	<p>当社は、お届け時電子マネー払いに対する顧客の苦情、その他の事情により利用契約の継続を困難と認めるときは、加盟店に何らの通知、催告を要せず、直ちに全ての加盟店との利用契約を一括して解除することができるものとします。</p> <p>2 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当したときは、加盟店への何らの通知、催告を要せず、直ちに当該加盟店との利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>また、本項により、利用契約が終了した場合といえども、当社と加盟店との間に未履行の債務がある場合には、当社及び加盟店は本規約の定めに従い債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 利用契約の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 自ら振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止となったとき。</p> <p>(3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てもしくは滞納処分を受けたとき。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、またはこれらの申立てを自らしたとき。合併によらず解散したとき。</p> <p>(4) <u>加盟店申込書</u>その他に届け出た内容に虚偽があったことが判明したとき。</p>

新規約

条文
<p>当社は、お届け時電子マネー払いに対する顧客の苦情、その他の事情により利用契約の継続を困難と認めるときは、加盟店に何らの通知、催告を要せず、直ちに全ての加盟店との利用契約を一括して解除することができるものとします。</p> <p>2 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当したときは、加盟店への何らの通知、催告を要せず、直ちに当該加盟店との利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>また、本項により、利用契約が終了した場合といえども、当社と加盟店との間に未履行の債務がある場合には、当社及び加盟店は本規約の定めに従い債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 利用契約の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 自ら振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止となったとき。</p> <p>(3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てもしくは滞納処分を受けたとき。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、またはこれらの申立てを自らしたとき。合併によらず解散したとき。</p> <p>(4) <u>加盟店申込内容</u>その他に届け出た内容に虚偽があったことが判明したとき。</p>

【別紙①-4】

新旧対照表（ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約）

旧規約

通番	章	条文
6	第3条（加盟店の申込み）	<p>加盟店になろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本サービスの利用にあたり、本規約に同意のうえ、当社所定の <u>申込書を提出し</u>、当社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込みものとし、これに対し当社がこれを承認した時に、本サービスの利用契約が成立するものとします。</p> <p>尚、各号のいずれかひとつにでも該当する場合は、当社は当該申込みを承認しません。</p>

新規約

条文
<p>加盟店になろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本サービスの利用にあたり、本規約に同意のうえ、当社所定の <u>申込書の提出や当社ホームページに掲載するフォームに入力した情報の送信など</u>、当社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込みものとし、これに対し当社がこれを承認した時に、本サービスの利用契約が成立するものとします。</p> <p>尚、各号のいずれかひとつにでも該当する場合は、当社は当該申込みを承認しません。</p>

【別紙①-5】

新旧対照表（キャリア払い利用加盟店規約）

旧規約

通番	章	条文
7	第5条（申込み）	<p>加盟店になろうとするもの（以下、「申込者」といいます）は、本規約及び加盟店規約の内容を承諾した上で、以下の各号の <u>書面を当社に提出し</u>、本サービスの利用を申込みものとします。</p> <p>(1) 当社の指定する申込書</p> <p>(2) 前号のほか、キャリアまたは当社が要求する書類</p>

新規約

条文
<p>加盟店になろうとするもの（以下、「申込者」といいます）は、本規約及び加盟店規約の内容を承諾した上で、以下の各号に <u>定める当社所定の手続きに従って</u>、本サービスの利用を申込みものとします。</p> <p>(1) 当社の指定する <u>申込書の提出または当社ホームページに掲載するフォームによる申し込み</u></p> <p>(2) 前号のほか、キャリアまたは当社が要求する書類</p>

【別紙①-6】

新旧対照表（収納代行サービス利用規約）

旧規約

通番	章	条文
8	第2条（用語の定義）	（3）収納企業 商品購入の申込みを受けて商品を販売する者であって、当社所定の <u>申込書</u> により収納代行サービスの利用を申込み、当社及び当社と提携する収納窓口が承認した者をいいます。
9	第3条（収納企業の届出・承認事項）	収納企業は、収納代行サービスの利用にあたり、本規約に同意のうえ、当社所定の <u>申込書</u> を提出し、当社所定の手続きに従って収納代行サービスの利用を申込み、当社及び収納窓口がこれを承認した時に、当社との収納代行サービスの利用契約が成立するものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、当該申込みを承認しません。

【別紙①-7】

新旧対照表（収納代行サービス利用規約）

旧規約

通番	章	条文
10	第2条（加盟店申込み）	1. 加盟店として本サービスの利用申込みをする者（以下「申込者」という。）は、本規約に同意したうえで、 <u>当社に対して次の書類を提出するものとする。</u> ① 当社所定の <u>加盟店申込書</u> ② 当社所定の審査用資料
11	第21条（義務等）	1. 加盟店は、本規約に定めるほか、次の場合に直ちに当社に報告するものとする。 ① 加盟店が本規約第2条第1項により提出した <u>加盟店申込書</u> 、審査用資料の内容に変更があったとき、その他住所、代表者、商号や取引上の重要な事項に変更が生じたとき ② 加盟店において第25条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき

新規約

条文
（3）収納企業 商品購入の申込みを受けて商品を販売する者であって、当社所定の <u>申込書または当社ホームページに掲載するフォーム</u> により収納代行サービスの利用を申込み、当社及び当社と提携する収納窓口が承認した者をいいます。
収納企業は、収納代行サービスの利用にあたり、本規約に同意のうえ、当社所定の <u>申込書の提出や当社ホームページに掲載するフォームに入力した情報の送信など</u> 、当社所定の手続きに従って収納代行サービスの利用を申込み、当社及び収納窓口がこれを承認した時に、当社との収納代行サービスの利用契約が成立するものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、当該申込みを承認しません。

新規約

条文
1. 加盟店として本サービスの利用申込みをする者（以下「申込者」という。）は、本規約に同意したうえで、当社に対して、 <u>以下に定める当社所定の手続きを行うものとする。</u> ① 当社所定の <u>加盟店申込書の提出または当社ホームページに掲載するフォーマットによる申し込み</u> ② 当社所定の審査用資料の提出
1. 加盟店は、本規約に定めるほか、次の場合に直ちに当社に報告するものとする。 ① 加盟店が本規約第2条第1項に定める当社所定の手続きにより提出した加盟店申込書や <u>当社ホームページに掲載するフォーマットに入力した情報</u> 、審査用資料の内容に変更があったとき、その他住所、代表者、商号や取引上の重要な事項に変更が生じたとき ② 加盟店において第25条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき